の規定による優先権を主張しようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。

41　第27条の５第１項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】　配列表を記録した磁気ディスク　　1

様式第36（第27条の３の３関係）

【書類名】　優先権証明書提出書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】
【提出者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【最初の出願の表示】）
　（【国・地域名】）
　（【出願日】）
　（【出願番号】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　優先権証明書　　1
　【物件名】　（　　）

〔備考〕

１　「【最初の出願の表示】」の欄の「【国・地域名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第１項（同法第43条の２第２項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）、第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）、第43条の３第１項若しくは第２項の規定又は1970年６月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第１項（同法第43条の２第２項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出したとき又は第27条の４第４項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。２以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に２以上の優先権証明書類等を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　（【最初の出願の表示】）
　　（【国・地域名】）
　　（【出願日】）
　　（【出願番号】）
　（【最初の出願の表示】）
　　（【国・地域名】）
　　（【出願日】）
　　（【出願番号】）

２　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第４の備考２及び４並びに様式第22の備考１と同様とする。